

2024年3月号トピックス

Q&A 岁入法典第41条第2段落にもとづく個人所得税納税について

基準について

1. 質問：歳入局命令 Por. 161 および Por. 162 の基準はどのようなものか？
回答：歳入局命令 Por. 161 および Por. 162 は、「個人は以下の項目に当てはまる場合、国外源泉所得に係る個人所得税を支払う義務がある」という第 41 条第 2 段落にもとづいて説明される。同条項は以下の要件が定められている。

(1) タイに 180 日以上滞在し、課税年度の 2024 年 1 月 1 日以降に国外を源泉とする課税所得がある者、および

(2) その者が当該課税年度またはそれ以降の課税年度に、当該課税所得をタイに持ち込んだ場合。

結果：上記の両方の要件に当てはまる場合、その人は当該課税対象所得がタイに持ち込まれた課税年度において、個人所得税の計算に当該課税所得を含めなければならない。

事例：課税年度 2024 年に、A さんは合計 200 日間タイに滞在した。A さんには、海外にある不動産の賃貸により発生する課税所得があった。この場合、要件(1) が満たされている、つまり A さんがタイに 180 日以上滞在した課税年度中に、国外からの課税所得があったとみなされます。もし、その後、A さんが 2025 年の 課税年度に当該課税所得をタイの銀行口座に送金した場合、要件(2) が満たされる、つまり、A 氏は当該課税年度またはそれ以降の課税年度に当該課税所得をタイに持ち込んだとみなされる。

結果として、A さんは当該のタイ国に持ち込んだ当該課税所得を、2025 年度の個人所得税の計算に含まなければならぬ。

タイに課税所得を持ち込む場合のケースの分類

事例	課税所得の発生		当該課税所得が発生した年度におけるタイでの滞在期間		タイに所得を持ち込んだ日		納税の有無
	2024年1月1日以前	2024年1月1日以降	<180 日	≥ 180 日	2024年1月1日以前	2024年1月1日以降	
1		✓		✓		✓	納税が必要
2		✓	✓			✓	不要
3	✓			✓		✓	不要
4	✓		✓			✓	不要

✓ は、当該ケースに該当する項目を示す。

法令適用について

2. 質問 : 歳入局命令 Por. 161 および Por. 162 はいつ適用されるか?
回答 : 2024 年 1 月 1 日以降に発生、かつタイに持ち込まれた課税所得に適用される。

事例 1 : 2023 年と 2024 年の課税年度において、A さんはタイの居住者であった。課税所得として 2023 年度に海外の銀行預金の利子を受領し、2024 年度には海外にあるコンドミニアムの賃貸収入を得た。その後、2025 年度に A さんは、両方の課税対象所得をタイに持ち込んだ。ただし、海外の銀行預金の利息については所得税の納税義務はない。なぜならば、2024 年 1 月 1 日より前に発生した課税所得であるためである。

しかし、海外にあるコンドミニアムの賃貸収入は、2024 年 1 月 1 日以降に発生した所得であるため、2025 年度の個人所得税の計算に、当該課税所得を含めなければならない。

事例 2 : 2024 課税年度において、A さんはタイの居住者であった。また、国外での株式配当による課税対象所得があった。その後、2025 課税年度に、A さんはこの外国株式配当による課税所得をタイに持ち帰った。この配当による課税所得は、2024 年 1 月 1 日以降に発生したのであるから、2025 年度の個人所得税の税額計算に含める義務があることになる。

3. 質問 : 2024 年より前に受け取った課税所得を 2024 年にタイに持ち込んだ場合、課税されるか?

回答 : 2024 年 1 月 1 日以前に発生した所得であるため、非課税となる。

事例 : 2022 課税年度に、A さんはタイに合計 180 日を超えて滞在した。かつ、国外でコンサルタント業務を行い、50,000 バーツのコンサルティング料を受け取った。2024 年度に A さんは、当該コンサルティング料をタイに送金した。A さんは、国外でのコンサルティング料からの課税所得を個人所得税の税額計算に含めなくてよい。なぜならば当該所得は、2024 年 1 月 1 日より前に発生した所得であるためである。

4. 質問 : タイ居住者とは どういう意味か?

回答 : 当該年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に、連続して、または複数の短期滞在期間の合計として、タイに合計 180 日以上滞在する人を指し、国籍や民族は問わない。

例 :

- ・ A さんは 2024 年 1 月から 12 月までの合計 366 日、ずっとタイに滞在した。この場合、A さんは、2024 年の課税年度において、タイの居住者となる。
- ・ K さんは 2024 年の特定の月のみ、計 184 日にタイに滞在した。この場合、K さんは 2024 年の課税年度において、タイの居住者となる。
- ・ B さんは 2024 年 1 月から 12 月まで、計 179 日間タイに滞在した。この場合、B さんは 2024 年の課税年度において、タイの居住者とはならない。

・ D さんは、計 250 日間、継続してタイに滞在した。最初の 100 日は 2024 年、後の 150 日は 2025 年中にあたる。この場合、タイ滞在期間が 2024 年度、2025 年度ともに 180 日未満のため、D さんは税務上、タイの居住者とはならない。

5. 質問：課税年度内に 180 日以上タイに滞在しておらず、当該課税年度に国外を源泉とする課税所得がある場合、当該所得をタイに持ち込むと、個人所得税を支払わなければならないか？

回答：当該課税所得をタイに持ち込んでも、課税されることはない。

事例：A さんは 2024 年に、計 65 日間タイに滞在し、同年にタイ国外にある不動産賃貸から課税所得を得た。また同年、A さんは当該所得をタイの銀行口座に送金したが、A さんは所得が発生した時点でタイ居住者ではなかったため、2024 年課税年度において当該賃貸料に係る個人所得税を支払う必要はない。

課税所得について

6. 質問：歳入法第 41 条第 2 項にもとづく所得税計算に算入すべき課税所得には、どのような種類があるか？

回答：個人所得税の対象となる国外を源泉とする課税所得とは、歳入法典第 40 条 (1) から (8) に定める課税所得をもとに判断する。いずれにせよ、歳入法典で控除対象とされる課税所得ならば、タイでの税額計算に算入しなくてよい。例えば、遺産や、親、子孫、配偶者からの扶養で、当該課税年度を通じて 2,000 万バーツを超えない範囲での所得などがある。

タイ国内への課税所得の持ち込み

7. 質問：タイに持ち込んだ課税所得とはどういう意味か？

回答：何らかの方法で、タイ国内に持ち込まれた課税所得を指す。例えば、課税所得を銀行口座を通じて送金する、課税所得をオンラインシステムを通じて送金する、あるいは課税所得を持ちでタイに持ち込む、というような行為を指す。

事例：タイ居住者である B さんは、国外の銀行口座に 200,000 バーツを送金し、その銀行から 10,000 バーツの利息を受け取った。その後、B さんは当該利息をタイの銀行口座に振り込むよう（銀行に）指示した。つまり、B さんは利息という課税所得をタイに持ち込んだとみなされる。

元本について

8. 質問：海外送金し、その後、この金銭をタイに持ち帰った場合、課税されるか、否か？

回答：非課税である。投資資金を海外に送金し、その後、当該送金分をタイへ持ち帰っても、課税所得とはみなされず、非課税となる。

事例：A さんは海外の投資口座に 20 万バーツを送金し、その後、当該投資口座を閉鎖、同 20 万バーツをタイに持ち帰った。この金銭は課税所得とは見なされず、A さんはこの金銭をタイに持ち帰っても、所得税を支払う義務はない。

9. 質問： 外国の銀行に金銭を預け、同預金からの利息を受領、その後、元本と利息をタイに持ち込んだ。この元金と利息は、個人所得税の計算に含めなければならないか？

回答： 元本は課税されない。ただし同人物が、当該利息を、それを受領した課税年度にタイに持ち込み、かつ、同人物がタイに180日以上滞在している居住者である場合、歳入法典第40条(4)(a)にもとづく課税所得として、利息については所得税を納めなければならない。

事例： 2024年度に、Aさんはタイに計180日以上滞在し、タイ国外の銀行に50,000バーツを預け入れ、5,000バーツの預金利息を受領した。その後、2025年度にすべての資金をタイに送金したため、Aさんは、当該の国外預金の利息については課税所得として個人所得税の計算に含めなければならない。つまり、2024年1月1日以降の課税所得を、2025年度の個人所得税の計算に含めるということである。

未実現利益について

10. 質問： 外国の株式を購入し、年末に同株式の価格が上昇したが、まだ売却はしていない。タイでの納税義務があるか？

回答： 当該株式をまだ売却していないため、投資資金以上の利益を受け取つておらず、したがって、まだ歳入法典第40条(4)(g)にもとづく課税所得を取得したとはみなされない。

事例1： 2024課税年度に、Cさんは計180日を超えてタイに滞在した。Cさんは2024年3月15日に自己資金でタイ国外でA社の株式を100株、1株あたり1,000バーツ、計100,000バーツで購入した。その後2024年12月31日に同社株価が1株あたり1,100バーツに上昇し、Cさんの含み益(UNREALIZED GAIN)は12月に10,000バーツ増加した。2024年12月31日時点でCさんはまだ同株式を売却しておらず、したがって、歳入法第40条(4)(g)にもとづく課税所得とはみなされない。

事例2： 続く2025年度に、Cさんは計180日を超えてタイに滞在した。Cさんは2025年6月1日に外国にあるA社の株式80株を1株あたり1,200バーツで売却した。Cさんは、2025年6月1日時点で16,000バーツの利益(REALIZED GAIN: 実現利益)を受け取った。これは当該株式の売却から得た利益による課税所得とみなされ、歳入法典第40(4)(g)に定められている投資資金以上の利益に当たる。しかし、Cさんがまだ売却していないA社株残り20株については、歳入法典第40条(4)(g)にもとづく課税所得には当たらない。

事例3： 続いて2026年度にCさんは、2025年6月1日に80株のA株を売却して得た利益をタイへ持ち帰った。この金銭は、歳入法第40条(4)(g)にもとづき、課税所得とみなされる。この外国での株式売却から得た課税所得は、2024年1月1日以降に生じたものであるため、Cさんはこれを2026年度の個人所得税の計算に含める義務がある。

タイに居住していない間に受領した貯蓄について

11. 質問： 外国に長期間滞在し、就労したり、事業を営んだりしたある人物が、その後、タイに戻って暮らしたいと考え、外国で就労したり事業を営んだりして貯めた金銭をタイに持ち込んだ。同人物の、このタイに持ち込んだ貯蓄に、課税されるか？

回答： 非課税である。なぜならば、外国で就労したり事業を営んだりして貯めた貯蓄をタイに持ち込むといった場合、当該蓄積金は、その人がタイに滞在した期間が 180 日未満である課税年度に発生した課税所得であるからである。

事例： D さんはタイ国籍で、2007 年に中国に移住した。しかし、2024 年に D さんは、タイに戻って終生を過ごしたいと考え、中国での事業活動によって発生した貯蓄をすべてタイに持って帰ってきた。当該の貯蓄は、D さんがタイの居住者ではない課税年度に生じたものであるため、2024 年にタイに持ち込んだとしても個人所得税の納税義務はない。

2重課税の防止

12. 質問： タイに持ち込んだ課税所得が、国外すでに所得税を納めた所得である場合、再び当該所得の所得税をタイで納税しなければならないか。これは、2重税金が発生しているのではないか？ また、国外で支払われた所得税を重複して徴収することができるのか？

回答： 2重課税にはならない。税法上のタイ居住者（タイに 180 日以上滞在）は、国外で支払った税金をタックスクレジットとして、タイが当該国と締約した租税条約の規定にもとづき、当該課税所得をタイに持ち込む課税年度に、タイ国内で支払うべき税額から控除することができる。

【解説】

1. これは、税務当局が発表した一種のガイドラインです。この歳入法典 第 41 条の第 2 段落の解釈の変更は、納税義務者に大きな影響を及ぼしていることがうかがえます。
2. ここで再度、本条項の解釈を解説すれば、
 - ① まず、タイの居住者における個人所得税の課税所得の範囲が問題となっていることが重要な点です。居住者の場合は、
 - ②そして、次に、その課税所得が外国源泉（日本では国外源泉所得と呼ぶのですが、ここでは、分かりやすさから、外国源泉所得と呼ぶことにします）である場合に、課税所得であるか否かが検討されます。外国源泉所得がある場合は、
 - ③次に、当該外国源泉所得を、タイ国内に持ち込んだか否か、が検討されます。Yes であるときは
 - ④その所得の発生時及びタイ国内への持込時が、2024 年 1 月 1 日以降であるか否か、が検討され、Yes の場合には、タイでの課税所得となる、というもので
3. 日本の場合は、無制限納税義務者ということで、外国源泉所得であろうがなからうが、日本の居住者で非永住者（簡単に言えば永住者である居住者）の場合に

は、すべての所得が課税所得とされます。なお、通常の日本人の方には関係がありませんが、居住者であるが非永住者の場合には、このタイの居住者と類似した体裁で規定が置かれています。

4. ここで、重要な点は、タイに持ち込むものが所得性のものであること。これが問題で、例えば、A君はタイの居住者であるが、2023/12/1に日本でマンションを買って即座に賃貸にして、月当たり 50,000 バーツ（面倒なのでバーツ建てであったと仮定）の家賃収入があったとする。そして、2024/2/1に、それまで受領した12月と1月の2か月分の家賃 100,000 バーツを日本で友人のX氏に貸付けた。X氏は、2024/3/31に、利子の 10,000 バーツとも、110,000 バーツを A君のタイにある銀行口座に送金した場合、110,000 バーツまたは 60,000 バーツ（1ヶ月分の家賃収入 50,000 バーツ+利子 10,000 バーツ）が課税所得となるのか、あるいは、10,000 バーツの利子収入のみが課税所得になるのか、は判断が難しいくらいがでしょう。
5. 趣旨からして、60,000 バーツが課税所得となるのが妥当であるが、貸付金の元本のうち、（本条項の解釈の適用年度以降である）2024 年 1 月分の所得が元本に成り代わっていることの証明は難しいと考えます。
6. これは、質問 9 の『外国の銀行に金銭を預け、同預金からの利息を受領、その後、元本と利息をタイに持ち込んだ』ケースでも当てはまる論点です。この外国に所在する銀行に預金した原資が、国内源泉所得であれば、その所得が生じたときにタイで課税済みとなって問題はないのですが、外国源泉所得であり、タイで未課税の場合、つまり、一度も持ち込まれたことがない所得であるときは問題となると思われます。
7. なお、外国税額控除が明示されており、その時期は、タイに持ち込んだ年度と明記されていることは、刮目に値するものといえます。法人所得税については、外国税額控除の規定がある（RD300、DGN for IT65）のですが個人所得税については規定が見当たらず、租税条約の規定を創設的に読み込むことが一般に採用されているのですが、外国税額控除適用時期についての明示は、条約にはないので、意義のあるものと思います。

形部記す